



札幌市北区第3地域包括支援センター便り



(担当地区：新川・新琴似西・屯田)

～特定商取引法費者の利益を守る法律)改正～

札幌市北区第3地域包括支援センターは、札幌市から委託を受けた高齢者の総合相談窓口です。

札幌市消費者センター、札幌消費者協会、北警察署などの関係機関と連携し、高齢者の消費者被害の防止、早期発見に努めています。

令和4年6月から特定商取引法が改正され、インターネットでの定期購入などに対する規制が強化されました

「定期購入」(テレビショッピングや電話注文、ネット注文)に関する相談件数は年々増え続け、悪質な業者も増えています。被害に遭わないためにも、改正されたポイントをご紹介します。

特定商取引法の改正 その1

●ネット通販の最終確認画面に下記の表示が義務化されました。

『最終確認画面』の「商品の分量」「代金」「解約方法」を確認しましょう

特定商取引法の改正 その2

●クーリング・オフ通知の電子化書面(はがき)以外にFAX、電子メール等でクーリング・オフについて通知することが出来るようになりました

●通知内容と発信日を保存しましょう

はがきの場合は両面コピーを取り、「特定記録郵便」で郵送しましょう

注文直後に表示される『最終確認画面』を必ず確認し、保存しておきましょう!!



◆今日からできる消費者被害対策◆

- ・不審な電話、メール、手紙は無視し、家族や信用できる人に相談する。
- ・個人情報は教えない!(キャッシュカード、暗証番号など)
- ・「訪問販売お断り」のシールなどを玄関に貼る。
※札幌市消費者センターと包括支援センターなどで配布しています。
- ・郵便受けに郵便物を溜めないようにする!(情報を盗まれてしまう可能性あり)



- ・「水漏れしていて、水道料金が上がっている、5000円で調査する」などと電話が来ても、調査にお金を請求されることはないので要注意!!
- ・除雪、排雪業者の苦情が毎年あります。いつ来たか、来なかったか、いつ連絡したか、繋がらなかったか、など、メモして残しておきましょう。

◆知っていて安心！ 消費生活の相談先◆

おかしいな？と思ったら
すぐ相談を！

◎本人からの相談は **札幌市消費者センター消費生活相談室** まで

電話相談は 728-2121 (平日 午前9時～午後7時)

来所相談は 北区北8条西3丁目 札幌エルプラザ2階

(平日 午前9時～午後4時30分)

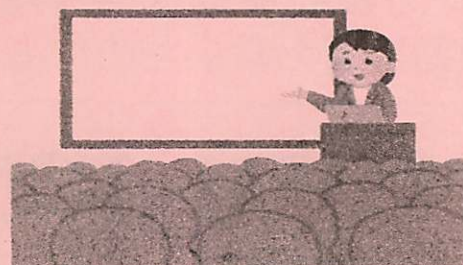
※3密回避及びスムーズな相談対応のため、事前に728-2121へ電話相談をお願いします

◎身近な方からの相談は **札幌市消費者被害防止ネットワーク事務局** まで

電話相談は 728-8300 (平日 午前9時～午後5時15分)

◆出前講座をやっています◆

地域の催しや研修会などにご活用ください



◎札幌市消費者センター・札幌消費者協会

内容：最新の消費者被害、消費者トラブルの特徴、悪質商法の手口（紙芝居）
健康食品に関するトラブル、悪質商法の上手な断り方（実技）
消費者被害防止ネットワーク事業の説明など

講師：消費生活推進員、札幌市消費者センター啓発指導員など

お問い合わせは **札幌消費者協会事務局 728-8300**

* 高齢者の総合相談窓口 *

札幌市北区第3 地域包括支援センター

北区新琴地域似8条14丁目2-1

011-214-1422

(平日午前8:45～午後5:15)

※土日祝日、12月29日～1月3日はお休みです。

